		Ⅰ 令和5年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
都道府県	市町村名	(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに〇)										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに〇)					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに〇)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに〇)						(8) (7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し, 期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており, 年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており, 締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
35	35	15	10	11	14	10	16	32	1	2	8	8	0	1	33	0	1	1	21	3	11	0	0	0	2	2	13	0	14	17	0	8	8
高知県	高知市	〇	〇	〇			〇	〇							〇				〇								〇		〇	〇			
高知県	室戸市			〇			〇	〇							〇				〇											〇			
高知県	安芸市	〇					〇	〇							〇						〇												
高知県	南国市	〇	〇	〇	〇			〇							〇				〇										〇	〇			
高知県	土佐市	〇			〇			〇			〇	キ. を行う際には、あわせて一斉配信サービスでの情報共有を行っている。			〇				〇										〇	〇			
高知県	須崎市		〇	〇	〇			〇							〇				〇										〇	〇			
高知県	宿毛市	〇		〇	〇		〇	〇							〇				〇													〇	特に実施していない。
高知県	土佐清水市	〇					〇	〇							〇						〇								〇	〇			
高知県	四万十市	〇	〇		〇	〇	〇	〇							〇				〇								〇			〇			
高知県	香南市	〇	〇					〇			〇	一学期の学校だよりにて就学援助制度についての文書を作成し配布している。また、市内保育所及び幼稚園に通う子どもの保護者には保育所又は幼稚園から案内を配布しており、市外保育所・幼稚園に通う子どもの保護者には個別郵送により配布している。			〇				〇								〇		〇	〇			
高知県	香美市	〇	〇	〇				〇							〇				〇								〇						
高知県	東洋町				〇		〇	〇							〇				〇	〇	〇						〇						
高知県	奈半利町					〇	〇								〇						〇						〇						
高知県	田野町			〇		〇		〇							〇						〇						〇						
高知県	安田町						〇	〇	〇						〇				〇													〇	援助が必要であると考えられる保護者に、家庭訪問の際に担任から声掛けを行ってもらっています。
高知県	北川村							〇							〇				〇								〇						
高知県	馬路村			〇			〇	〇							〇				〇											〇			
高知県	芸西村	〇					〇	〇							〇				〇										〇	〇			
高知県	本山町				〇			〇							〇						〇								〇				
高知県	大豊町						〇	〇							〇				〇													〇	記載例を添付。
高知県	土佐町			〇				〇							〇						〇											〇	児童生徒の実情をみて、教職員から保護者へ説明(必要であれば教育委員会職員から説明)
高知県	大川村										〇	世帯数が少ないので、個別に対応している。		〇						〇												〇	対象となる世帯数が少ないので、個別に対応している。
高知県	いの町	〇	〇		〇	〇	〇	〇			〇	就学時健康診断の際に保護者に対して説明をしている。			〇						〇								〇	〇			
高知県	仁淀川町			〇			〇	〇							〇				〇								〇						
高知県	中土佐町	〇	〇		〇	〇		〇			〇	保育所で年長児の世帯に制度案内の書類を配布。			〇						〇						〇		〇	〇			
高知県	佐川町	〇			〇	〇		〇							〇				〇								〇		〇	〇			
高知県	越知町				〇			〇							〇				〇											〇			
高知県	梼原町							〇			〇	入学前の年に、こども園にて配布。町内に1園しかなく、ほぼ全員就学予定者が入園しているため。			〇				〇													〇	給食費等の支払いが滞っている世帯に対して個別に制度の案内をしている。
高知県	日高村	〇	〇		〇		〇	〇		〇					〇						〇								〇				
高知県	津野町	〇	〇			〇		〇									〇	当初申請分は締切を設定し、期間内の申請のみ受付。その他転入等の理由により随時受付もしている。							〇	就学援助についての希望調査を全児童生徒保護者に行い、その中の希望者に申請書類を配布し、学校経由で提出してもらう。						〇	毎年1月頃に、町内の小中学校及び認定こども園を通じて全保護者(中学校は1・2年生のみ、認定こども園は年長児のみ)に「就学援助制度のお知らせ」を配布し、申請の有無についての確認書提出をお願いしている。
高知県	四万十町			〇	〇			〇		〇					〇				〇										〇	〇			
高知県	大月町					〇		〇							〇										〇	年度末に次年度の就学援助の申請希望に関する調査を行い、申請希望のあった家庭に申請書を配布。申請書は希望者のみが学校へ提出。申請については、年度途中も随時受付をしている。				〇			
高知県	三原村					〇		〇							〇					〇												〇	特にありません。
高知県	黒潮町					〇	〇	〇			〇	6月及び2学期中に保護者へ書類を配布			〇						〇						〇		〇	〇			
高知県	日高村佐川町学校組合				〇						〇	在校生については進級前(11～12月頃)に書類を配布			〇				〇								〇						

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	＜小学校＞ ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	＜小学校＞ (2)(1)のカの内容	＜小学校＞ ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	＜小学校＞ ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	＜小学校＞ ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	＜小学校＞ (6)(5)のコの内容	＜小学校＞ (7) (4)でア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	＜小学校＞ (9)(8)のエ及びオの内容
35	35	25	3	4	1	1	1	1	25	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	20	3	7	7	6	13	6	10	3	0	4	1	1	0	1	1	1	1	1	2
高知県	高知市	○							○											○		○	○	○	○														
高知県	室戸市	○							○											○				○															
高知県	安芸市	○							○										○						○		○												
高知県	南国市	○							○											○		○		○	○			○											
高知県	土佐市	○							○											○					○														
高知県	須崎市	○							○											○					○														
高知県	宿毛市	○							○											○					○														
高知県	土佐清水市	○							○												○						○												
高知県	四万十市	○							○											○		○	○		○	○	○												
高知県	香南市	○							○											○		○	○				○			○									
高知県	香美市	○							○											○			○							○									
高知県	東洋町		○									○																											
高知県	奈半利町	○							○												○					○													
高知県	田野町	○							○												○			○		○													
高知県	安田町			○																																○			
高知県	北川村		○									○																											
高知県	馬路村						○	申請者からの要望により入学前支給も可能ではあるが、現時点で支給の実績はない																															
高知県	芸西村	○							○											○							○												
高知県	本山町	○							○											○					○														
高知県	大豊町				○																																		
高知県	土佐町	○							○											○				○															
高知県	大川村					○																																	
高知県	いの町	○							○										○			○	○		○	○		○			○	就学時健康診断の際に保護者に対して説明をしている。							
高知県	仁淀川町			○																																	○		全小学校入学児童に対し、町単独事業で入学応援手当の支給を行っているため。
高知県	中土佐町	○							○											○		○	○		○	○	○	○											
高知県	佐川町	○							○											○					○	○													
高知県	越知町	○							○											○					○		○												
高知県	梼原町			○																																		○	特に要望がないため
高知県	日高村	○							○											○		○	○				○			○									
高知県	津野町		○									○																											
高知県	四万十町	○							○											○				○															
高知県	大月町	○							○											○							○												
高知県	三原村			○																														○	○				
高知県	黒潮町	○							○											○							○			○									
高知県	日高村佐川町学校組合	○							○											○					○														

																												3. 家計急変世帯の認定について(準要保護)							
																												(1) 当てはまるもの1つに○							
		<中学校>							<中学校>				<中学校>									<中学校>													
都道府県	市町村名	ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<中学校> (2)(1)のカの内容	ア. 令和4年度(令和5年度新入学分)以前	イ. 令和5年度(令和6年度新入学分)	ウ. 令和6年度(令和7年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. (入学前支給とは異なる)自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<中学校> (6) (5)のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他	(2) (1)のキの内容
35	35	25	3	4	1	1	1	1	25	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	20	3	1	1	1	1	1	2	7	0	20	0	1	3	4	4
高知県	高知市	○							○											○								○							
高知県	室戸市	○							○											○										○					
高知県	安芸市	○							○										○											○					
高知県	南国市	○							○											○										○					
高知県	土佐市	○							○											○														○	令和2年度に限って実施した。
高知県	須崎市	○							○											○														○	特になし
高知県	宿毛市	○							○											○										○					
高知県	土佐清水市	○							○												○									○					
高知県	四万十市	○							○											○										○					
高知県	香南市	○							○											○								○							
高知県	香美市	○							○											○								○							
高知県	東洋町		○									○																		○					
高知県	奈半利町	○							○												○									○					
高知県	田野町	○							○												○									○					
高知県	安田町			○																				○									○		
高知県	北川村		○									○																		○					
高知県	馬路村						○	申請者からの要望により入学前支給も可能ではあるが、現時点で支給の実績はない																						○					
高知県	芸西村	○							○											○										○					
高知県	本山町	○							○											○														○	未整備
高知県	大豊町				○																									○					
高知県	土佐町	○							○											○										○					
高知県	大川村					○																											○		
高知県	いの町	○							○										○									○							
高知県	仁淀川町			○																					○		全中学校入学生徒に対し、町単独事業で入学応援手当の支給を行っているため。			○					
高知県	中土佐町	○							○											○								○							
高知県	佐川町	○							○											○								○							
高知県	越知町	○							○											○										○					
高知県	梼原町			○																						○	特に要望がないため					○			
高知県	日高村	○							○											○										○					
高知県	津野町		○									○																					○		
高知県	四万十町	○							○											○										○					
高知県	大月町	○							○											○								○							
高知県	三原村			○																		○	○							○					
高知県	黒潮町	○							○											○														○	家計急変世帯の認定基準は設けていない。
高知県	日高村佐川町学校組合	○							○											○										○					

都道府県	市町村名	4．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							5．生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6．就学援助率
		（3） 令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4） （3）で ソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5） （3）で ツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）			4．（3）で ソ，タに○をした場合，平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い，見直し前と比べて，生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率）	係数（倍率）	（6） （3）でテと回答した場合，その他の基準の内容	（7） 補足事項	（1） 令和5年4月以降、準要保護の認定 ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	（2） （1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活 ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他	（3） （2）でエとした場合のその内容	（4） （1）で「イ．反映させない 年	月	令和4年度
																					倍	倍												
35	35	24	27	21	17	18	21	12	7	14	15	10	4	14	11	11	3	12	0	8	26	0	8	2	6	8	1	3	2	0	0	8	8	
高知県	高知市	○	○															○			1.3													35%未満
高知県	室戸市	○	○	○	○	○				○	○				○			○		○	1.3		教育長の定めるもの											35%未満
高知県	安芸市	○	○	○						○	○				○			○			1.3													25%未満
高知県	南国市	○															○				1.3					○						平成24	12	20%未満
高知県	土佐市															○					1.3					○						平成24	12	35%未満
高知県	須崎市		○	○			○					○		○		○					1.3					○						平成24	12	30%未満
高知県	宿毛市	○	○	○	○	○	○									○					1.3			小中学校に特別支援学級在籍の児童生徒がいる世帯については、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）は1.5倍。	○				○					25%未満
高知県	土佐清水市		○																	○			市県民税の均等割世帯											20%未満
高知県	四万十市		○				○													○			○当該世帯の収入額（生活保護の要否決定の算定に基づく収入額定額。ただし、前年度の収入額が現況と著しく異なる場合は、当該年度の収入状況とすることができる。）が当該世帯の需要額（生活保護法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める基準に基づく需要額）の1.3倍未満の者 ○その他教育委員会が特に必要と認める者											30%未満
高知県	香南市	○	○															○			1.3													15%未満
高知県	香美市	○	○	○	○	○	○	○		○	○							○			1.3													30%未満
高知県	東洋町													○				○			1.3													25%未満
高知県	奈半利町															○					1.3				○			○						35%未満
高知県	田野町	○	○	○	○	○	○									○				○	1.3		学校長等の意見がある者及び特別支援学級に就学する児童生徒		○		○							15%未満
高知県	安田町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○				○			1.3													10%未満
高知県	北川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			20%未満
高知県	馬路村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○																				10%未満
高知県	芸西村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○																				25%未満
高知県	本山町																	○			1													20%未満
高知県	大豊町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○					1.3				○			○						25%未満
高知県	土佐町																			○			収入額が需要額の1.0倍未満者及び1.0以上1.3倍未満の者											10%未満
高知県	大川村																	○			1													0%未満
高知県	いの町		○	○												○					1.3					○						平成24	12	30%未満
高知県	仁淀川町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		当該年度の申請までに保護者が不慮の事故又は、災害若しくは離婚などが確定し、認定基準の内容が明らかに該当すると見込まれる者											15%未満
高知県	中土佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○					1.3					○						平成25	8	30%未満
高知県	佐川町	○	○				○							○			○				1.3					○						平成24	12	20%未満
高知県	越知町	○	○	○	○	○	○	○				○		○																				25%未満
高知県	梼原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○					1.3				○			○						25%未満
高知県	日高村	○	○				○													○			その他、教育委員会が援助費の支給を特に必要と認める者											15%未満
高知県	津野町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成27	3	15%未満
高知県	四万十町	○	○	○	○	○	○				○				○	○				○	1.3		教育委員会が当該学校長及び民生委員の意見を聴いて認める者			○						平成25	8	25%未満
高知県	大月町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3			要件ソについて、特別支援学級へ就学している場合は、生活保護基準額に掛ける係数は2.5倍となる。	○				○					25%未満
高知県	三原村	○	○	○	○	○	○							○	○			○			1.2													15%未満
高知県	黒潮町																	○			1.3													35%未満
高知県	日高村佐川町学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			15%未満

7．令和5年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										(5)補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
35	35	35	0	0	7	7	7	28	28	0	1	35	0	0	5	5	5	30	30	0	0	8	8	8	0	0	0	0	0	0	1	34	34	34	1	1	1	0	0	0	3	13
高知県	高知市	○						○	15,480			○						○	51,790			○	○	45,180								○	○	30,248								高知市の学用品費は対象となる内容を，「学用品費・通学用品の購入費、宿泊を伴わない校外活動費」としているため，国の要保護補助金の「学用品費・通学用品費・校外活動費（宿泊を伴わないもの）」の予算単価を超えないよう設定している。
高知県	室戸市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	39,169								・通学費・校外活動費は実績なし。・支給平均額は令和4年度実績による。・通学用品費は1年生以外へ支給
高知県	安芸市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	31,973								
高知県	南国市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	29,743								医療費実績なし
高知県	土佐市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	42,029								通学用品費は第1学年を除く。 学校給食費は令和5年度から全額援助。（令和4年度までは8割支給）
高知県	須崎市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	22,000								○	○	20,398								・学校昼食費：認定を受けており昼食弁当を持参している児童生徒のいる世帯への援助費（各小学校の給食費の70%） ・学用品費：1年生11,630円 2～6年生13,900円 通学用品費は学用品費に含む（※通学用品費の支給は2～6年生のみ） ・修学旅行費、学校給食費は実施額の7割を支給 ・校外活動費：実施額の7割を支給（上限額泊あり3,690円 泊なし1,600円） ・医療費：医療機関との距離が4km以上ある学校に在学し、治療のため交通機関を利用する場合（実施後支給）※昨年度は実績なし ・通学費：定期券を現物支給
高知県	宿毛市	○			○	11,630	11,522					○						○	54,060													○	○	29,488								
高知県	土佐清水市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	26,699								校外活動費、生徒会費及びオンライン学習通信費は実績なし
高知県	四万十市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	5,370								○			○	22,690	22,629					学校給食費は、4月から6月は就学援助、7月から3月までは他制度により無償化。
高知県	香南市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	33,740								
高知県	香美市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							支給する事例が発生しなかった	○	○	28,783								
高知県	東洋町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060															○	○	54,028								
高知県	奈半利町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	51,000								医療費は一疾病あたり、要保護児童は12,000円を、準用保護児童は6,000円を限度に実費。
高知県	田野町	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060	0															○	○	33,940								
高知県	安田町	○			○	11,630	11,630					○			○	40,600	40,600															○	○	55,700								校外活動費（宿泊を伴わないもの、伴うもの）、医療費については対象となる活動や医療機関の利用がなかったため。
高知県	北川村	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060					○	○	0								○	○	36,536								
高知県	馬路村	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	25,000								
高知県	芸西村	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	31,800								
高知県	本山町	○						○	13,900			○						○	54,060													○	○	26,800								
高知県	大豊町	○						○	11,630			○						○	54,060														○	52,900							5年度から修学旅行は、義務教育学校で1回となったため、費目の設定は無くなった。	
高知県	土佐町	○			○	11,630	9,692					○						○	54,060													○	○	23,500								校外活動費(宿泊を伴うもの）・オンライン学習通信費は、令和4年度実績なし
高知県	大川村	○			○	11,630	0					○			○	54,060	0															○	○	0								
高知県	いの町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	36,179								
高知県	仁淀川町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	36,190								医療費は町単独事業で18歳まで無償化、給食費も無償化している。 オンライン学習通信費は4,000円×12月としている。（R4は2,000円×12月）
高知県	中土佐町	○						○	1年生11630円2～6年生13900円			○						○	54,060													○	○	30,209								
高知県	佐川町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	8,226								○	○	42,106								
高知県	越知町	○						○	※		1年：13,260円 他学年：15,530円	○						○	54,060													○	○	29,507								
高知県	梼原町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	53,023							※	修学旅行費は、実費の9割を支給としている。 校外活動費、医療費は、R4年度実績なし。 クラブ活動費・生徒会費は、費目はあるが小学校では費用が発生することがないので支給はない。
高知県	日高村	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	43,600								
高知県	津野町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	36,288								
高知県	四万十町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	28,784								
高知県	大月町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	28,500								
高知県	三原村	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	0							R5年度：47,500円（実費）	
高知県	黒潮町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,100								
高知県	日高村佐川町学校組合	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	24,202								医療費、校外活動費(宿泊を伴うもの)については支給実績なし

都道府県	市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																									8. その他
		（1） 費目毎の援助額																																								（5）補足事項	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足があればご記入ください。
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費											
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項		
35	35	35	0	0	7	7	7	28	28	0	1	35	0	0	5	5	5	30	30	0	0	7	7	7	0	0	0	0	0	0	2	35	34	34	1	1	1	0	0	0	2	14	1
高知県	高知市	○						○	27,240			○						○	57,730			○	○	120,875								○	○	38,771								高知市の学用品費は対象となる内容を,「学用品費・通学用品の購入費、宿泊を伴わない校外活動費」としているため，国の要保護補助金の「学用品費・通学用品費・校外活動費（宿泊を伴わないもの）」の予算単価を超えないよう設定している。	
高知県	室戸市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○	○	33,368								・通学費、校外活動費、生徒会費は実績なし。・平均支給額は令和4年度実績による。・通学用品費は1年生以外へ支給	
高知県	安芸市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	36,709									
高知県	南国市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	44,215								医療費実績なし	
高知県	土佐市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	39,505								通学用品費は第1学年を除く。 校外活動の実施はなし。 学校給食費は令和5年度から全額援助。（令和4年度までは8割支給）	
高知県	須崎市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	77,603								○	○	29,317								・学校昼食費：認定を受けており昼食弁当を持参している児童生徒のいる世帯への援助費（各中学校の給食費の70%） ・学用品費：1年生22,730円　2～3年生25,000円　通学用品費は学用品費に含む（※通学用品費の支給は2～3年生のみ） ・修学旅行費、学校給食費は実施額の7割を支給 ・校外活動費：実施額の7割を支給（上限額泊あり6,210円　泊なし2,310円） ・医療費：医療機関との距離が4km以上ある学校に在学し、治療のため交通機関を利用する場合（実施後支給）※昨年度は実績なし ・通学費：定期券を現物支給	
高知県	宿毛市	○			○	22,730	22,624					○						○	63,000													○	○	54,955									
高知県	土佐清水市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	47,583								校外活動費、生徒会費及びオンライン学習通信費は実績なし	
高知県	四万十市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし	○			○	60,910	58,569					学校給食費は、4月から6月は就学援助、7月から3月までは他制度により無償化。	
高知県	香南市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	45,268									
高知県	香美市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							支給する事例が発生しなかった	○	○	47,322									
高知県	東洋町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	71,105									
高知県	奈半利町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	67,280								医療費は一疾病あたり、要保護児童は12,000円を、準用保護児童は6,000円を限度に実費。	
高知県	田野町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	0									
高知県	安田町	○			○	22,730	22,730					○			○	47,400	47,400															○	○	39,200								部活動費については生徒が一律に負担すべきとなる経費がなく、 校外活動費（宿泊を伴わないもの、伴うもの）、医療費についても対象となる活動や医療機関の利用がなかったため。	
高知県	北川村	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000					○	○	0								○	○	51,720									
高知県	馬路村	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○	○	50,000									
高知県	芸西村	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	30,297									
高知県	本山町	○						○	25,000			○						○	60,000													○	○	45,395									
高知県	大豊町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	52,690									
高知県	土佐町	○			○	22,730	21,309					○						○	63,000													○	○	31,088								校外活動費・オンライン学習通信費は、令和4年度実績なし	特になし
高知県	大川村	○			○	22,730	0					○			○	63,000	0															○	○	0									
高知県	いの町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	55,315								校外活動費(宿泊を伴うもの)については支給実績なし。	
高知県	仁淀川町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	0								医療費は町単独事業で18歳まで無償化、給食費も無償化している。 オンライン学習通信費は4,000円×12月としている。（R4は2,000円×12月）	
高知県	中土佐町	○						○	学用品費　1年生 22730円 2～3年生 25000円			○						○	60,000													○	○	57,980									
高知県	佐川町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	45,795								校外活動費（宿泊を伴わないもの）、オンライン学習通信費、医療費については、実績なし。	
高知県	越知町	○						○	※		1年：25,910円 他学年：28,180円	○						○	60,000													○	○	38,781							2、3年生実施		
高知県	梼原町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	62,343							※	修学旅行費は、実費の9割を支給としている。 医療費はR4年度実績なし。	
高知県	日高村	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	60,000									
高知県	津野町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	56,992									
高知県	四万十町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	22,716									
高知県	大月町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	66,600									
高知県	三原村	○						○	22,730			○						○	0													○	○	25,000									
高知県	黒潮町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	59,681									
高知県	日高村佐川町学校組合	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	49,280									